

フィリピン海事産業庁(MARINA)長官によるセミナーの開催について ～フィリピン海事産業の現状と展望について～

フィリピン海事産業庁(MARINA)長官によるセミナーが、当協会および国際船員労務協会の共催で、10月17日、海運ビルにて開催された。

MARINA は、運輸通信省(DOTC)の外局で、2012年4月30日の大統領令により、船員に対する資格証明の発給を含めた STCW 条約に係る全ての管轄権を同局に一本化する内容が発表された。その後、今年5月の国会で法律が通過し、一本化がほぼ確立した。

(Mejia 長官によるプレゼン)



セミナーでは、鈴木船協副会長および Mr. Eduardo U. Manese 氏 (PJMCC 会長) の挨拶の後、Dr. Maximo Q. Mejia, Jr. 長官が紹介され、引き続き同氏に講演頂いた。

前半は、2012年に大統領令が発令されるまでの経緯、その後、行政機関と立法機関がパートナーシップを組み、複数あった関係機関

が MARINA にほぼ一本化されたことが説明された。

後半は、教育システムの改革が行われていること、船員教育機関をホワイトリスト化するための基準を策定していること、海技免状取得のための STCW 条約の要求に沿った能力を査定するシステムの構築が行われていること等が説明された。

(セミナーの風景)

質疑応答では、改正 STCW 条約の完全施行が 2017 年 1 月 1 日となることに伴い、この時期までに比国人職員能力証明書(COC/E)の更新が集中することへの対応、上級職員が受講しなければならない Management Level Course(MLC)の期間の短縮や費用の軽減、昨年行われた EMSA(欧州海事安全局)の査察の結果とその対応状況等の質問に対して、その一つ一つに丁寧に回答がなされた。



最後に、国際船員労務協会 佐々木会長が挨拶を行い、閉会を宣言した。

セミナーには、当協会メンバー会社、国際船員労務協会メンバー会社に加え、国土交通省海事局、日本海事協会、全日本海員組合など併せて約 130 名が参加した。